

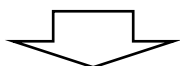
保健部より

5月11日に発送した「保健だより」「健康観察表（5月分）」に記載されている新型コロナウイルス感染症に関する受診目安が下記のように変更になりましたのでお知らせします。

<変更前>

下記のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- 37.5度以上の発熱・風邪症状が4日以上続く方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方



<変更後> 5月10日厚生労働省ホームページより一部抜粋

次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）